

令和 8 年 6 月 1 日時点

【各種加算】

障害者の地域区分（名古屋市）1 単位当たり＝10.90

サービス名	内 容	区分	単位数 (単位)	自己負担額 1 割 (円)	該当 非該当
初回加算	新規または、入院などにより 2 か月以上利用がなかったご 利用者に対して、初回利用し た同月内に、サービス提供責 任者が訪問した場合に算定で きる加算です。	1 月につ き	2 0 0	2 1 8	該當時のみ
緊急時対応加算	計画にない緊急のサービスを 提供した場合に算定できる加 算です。	1 回につ き	1 0 0	1 0 9	該當時のみ
早朝・夜間・ 深夜加算	早朝（6 時～8 時）	1 回につ き	ご利用した所定単位数に 2 5 % が加算されます。		該當時のみ
	夜間（1 8 時～2 2 時		ご利用した所定単位数に 5 0 % が加算されます。		
	深夜（2 2 時～6 時）				
福祉・介護職員 処遇改善加算 Ⅰ ロ	職員の賃金の改善に関する計 画を立て、職場環境の改善な どに取り組んでいる事業所が 算定できる加算です。	1 月につ き	ご利用したサービス総単位数に 4 5 . 6 % が加算されます。		居宅介護 のみ 該当
福祉・介護職員 処遇改善加算 Ⅱ ロ	職員の賃金の改善に関する計 画を立て、職場環境の改善な どに取り組んでいる事業所が 算定できる加算です。	1 月につ き	ご利用した介護サービス総単位数に 3 6 . 7 % が加算されます。		重度 訪問介護 のみ 該当
特定事業所加算 (Ⅰ)	安定継続的に必要な体制が整 備され、専門性の高い人員配 置、重度者対応などの点にお いて、質の高い運営を行った ことを評価する加算です。	1 月につ き	ご利用したサービス総単位数に 2 0 % が加算されます。		居宅介護 のみ 該当
痰吸引等支援 体制加算	訪問系事業所において、喀痰 吸引が必要な利用者に対して 喀痰吸引を実施した場合に算 定できる加算です。	1 人 1 日	1 0 0	1 0 9	吸引対応者 のみ該当
移動介護 加算	外出の支援を行った場合に通 常の介護報酬に移動介護分の 報酬が上乗せされる加算で す。 移動介護の実施時間数に応じ て単位数が変わります。	1 回 につき	1 時間未満 100 1 時間半未満 125 2 時間未満 150 2 時間半未満 175 3 時間未満 200 3 時間以上 250	109 137 164 191 218 273	重度 訪問介護 該當時 のみ
利用者負担 上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を 行った場合に算定できる加算 です。	1 月 につき	1 5 0	1 6 4	該当事 者のみ

※介護報酬の改正や事業所の体制により変更する場合があります。

その際には都度連絡させていただきます。